課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1　くまもとの森林環境教育推進事業	1　くまもとの木育団体育成事業 ①　育成段階（初期） 県産木材を使ったものづくり体験など木育の取組に要する経費 なお、特定の個人、団体、企業の利益を追求するための取組でないこと。 ②　育成段階（中期） 以下の基準をすべて満たし、①の取組を県内全域において実施する場合に要する経費 ＜採択基準＞※ ア　地域数及び回数 県広域本部管内４地域のうち、２地域以上実施すること。 イ　開催規模 １回は概ね100人以上、１回は概ね50人以上に、ものづくり体験を提供すること。 ウ　木育の取組実績 過去３年間において、①の補助事業の実施又は木育に関する県委託事業の受託の実績を有すること。 ※　災害等により、特定の地域、人数での開催ができない場合を除く。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は３月31日まで	県等が認定する木育のインストラクターが所属する木育の取組を行う団体 なお、②育成段階（中期）においては、木育のインストラクターが2人以上所属していること ただし、令和7年度以降、育成段階（初期）、育成段階（中期）について、各段階内での補助実施団体の申請は、最長3年度を限度とする。	①定額（上限500千円） ②定額（上限1,500千円））	1　補助対象事業の主要部分（事業内容）の変更 2　補助金額の増又は30%以上の減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	1　くまもとの森林環境教育推進事業	2　くまもとの木づかい推進事業 地域において、県産木材の需要拡大を目的に行う消費者調査、講習会の開催、木工教室の開催、啓発パンフレットの作成その他の普及啓発に要する経費並びに木材の生産から消費までに関する団体等による各種活動の支援に係る経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	各地域の木材需要拡大推進に取り組む協議会	2分の1以内	補助金額の変更	無	要		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	2　豊かな森林づくり人材育成事業	1　林業労働力確保支援センター活動支援事業 支援センター業務を実施するにあたり必要な管理経費 事業推進費等に要する経費 2　林業労働力確保支援センター事業 （1）広報活動 新規参入促進のための広報誌作成・相談活動、就業促進フェアへの参加等に要する経費 （2）改善計画作成指導 労確法に基づく改善計画の作成指導及び認定事業体のフォローアップ等の指導・研修会等に要する経費 （3）新規就業者支援事業 新規就業者の就業定着化のための巡回相談、意見交換会の実施等に要する経費 3　林業担い手研鑽事業（林業技能競技会の実施等） 林業従事者による伐倒・枝払い、森林評価、高性能林業機械の操作等に関する技能競技会の実施等に要する経費 4　新しいくまもとの造林作業者確保支援事業 造林・保育作業従事者の賃金を引上げる林業事業体、または造林作業に従事する者を新たに雇用した林業事業体の法定外福利厚生の取組に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 5　林業従事者確保促進事業 月給制を導入した事業体が実施した、経営コストカットや生産性・収益性向上などの取組みに要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	1、2，3 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 4 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 林業事業体 5 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 認定事業体	1、2、3 10分の10以内 4 定額（ただし、従事者1人あたり上限10万円以内） 5 定額(ただし、事業体1社あたり上限200万円以内)	補助金額の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	2　豊かな森林づくり人材育成事業	6　林業技能向上促進事業 （1）林業技能検定の受検に要する経費 （2）林業技能検定を受検する者を対象とした研修会開催に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	6 （1） 【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター） 【事業主体】 林業事業体、公益財団法人熊本県林業従事者育成基金 （2） 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）	6 （1）定率 （2分の1以内） （2）定額 （上限150万円以内）	補助金額の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	3　くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程（就業準備給付金）】	くまもと林業大学校人財づくり事業【長期課程】を受講する給付金受給希望者のうち支給条件を満たす者に対して支給する就業準備給付金（月額12.9万円以内）及びその支給に要する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	公益財団法人熊本県林業従事者育成基金（熊本県林業労働力確保支援センター）	10分の10以内	補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕事業完了時	〔実績報告〕事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	４　くまもと県産材需要拡大総合推進事業	木材関係団体が行う次の事業に要する経費 （１）木材産業強化育成対策事業 木材業・製材業の育成強化を図るため、木材の普及推進による、需要拡大、JAS 製品の普及、調査等の事業に要する経費 （２）木材産業振興対策事業 木材業・製材業の振興発展を図るため、教育情報事業、共同購入、組織の強化等の事業に要する経費 （３）県産材需要促進事業 木材需要拡大のための各種広報、催事、情報収集等に要する経費 （４）県産材需要拡大消費者対策事業 森林・林業・木材産業の重要性や木材利用の意義等をマスメディアによるＰＲに要する経費 （５）選ばれるＪＡＳ製材実現支援事業 「選ばれるＪＡＳ製材」の実現に向けた取組みを促進するため、技術的な支援や情報発信等の需要喚起に関する経費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	（１） 一般社団法人熊本県木材協会連合会 （２） 熊本県木材事業協同組合連合会 （３） くまもと県産材振興会 （４）林業・木材産業活性化広報協力事業協議会 （５）一般社団法人熊本県木材協会連合会	(1)、(2)、(3) 定額 （４）、(5) 2 分の 1 以内	事業費の 30％以上の増減	無	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から１か月を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	5　特用林産物流通促進事業	1　竹産業振興事業 熊本県竹産業振興会が竹産業の振興対策として実施する以下の取組に要する経費 （1）商品開発、市場調査、先進地等の視察研修 （2）消費宣伝イベントなど需要拡大活動	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	1　熊本県竹産業振興会	1 定額	1 (1) 補助金額の増又は30%を超える減 (2) 補助対象経費の30%を超える増減	1 有 （第9条第2項第3号該当）	1 否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		2　特用林産物販路拡大推進事業 熊本県森林・林業・木材産業基本計画にいう主な作目（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭）及びその他必要と認められる作目の販路確保・拡大に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 （1）商談会等への参加 （2）アドバイザー等を活用した販売戦略の検討 （3）宣伝用パネル、チラシ等の作成		2 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び生産者等の組織する団体等	2 2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	2 (1) 補助金額の増又は30%を超える減 (2) 事業主体の変更 (3) 補助対象経費の30%を超える増減	2 無	2 要		
		3　竹たけのこ生産支援事業 地域の竹林（所有者3戸以上）の集約化・整備に関する次の取組みに要する経費、もしくは、当該経費に対して市町村が補助する場合における当該補助に要する経費 （1）竹林整備計画作成 （2）竹林整備		3 【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、竹	3 10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の補助率又は補	3 (1) 補助金額の増及び30%を超える減 (2) 事業主体の変更 (3) 補助対象経費の追加及び廃止 (4) 補助対象経費毎の	3 無	3 要		

		（３）簡易作業道整備 （４）伐竹機械等導入(ﾚﾝﾀﾙ及びﾘｰｽに限る) （５）安全・省力化装備の導入（防護ｽﾞﾎﾞﾝ、ｱｼｽﾄｽｰﾂなど） （６）講習会の開催 （７）伐竹用ﾁｪﾝｿｰ等の導入 ※（２）竹林整備は必須とする。		産業振興会の構成員、伐竹事業者、林研グループ、NPO 法人、林業者等地域住民の組織する団体	助金額は次のとおりとする (1) 定額（上限 500 千円） (2) 補助対象経費の 2 分の 1 以内 (3) 定額 400 円/m（200m/ha を上限） (4)(5)(6)(7) 補助対象経費の 2 分の 1 以内	30%を越える増減 (5)事業実施個所の変更				

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	6　特用林産物施設化推進事業	熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定める主な作目（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭、きくらげ類）及びその他必要と認められる作目の振興対策に関する以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ◇事業区分 １　加工・流通・衛生管理施設の整備 ２　安定生産施設整備 ３　原木しいたけ種駒購入 ＜採択基準＞ ◇事業区分１～２ ①　施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの ②　林業者の組織する団体においては受益戸数３戸以上 ③　事業規模は３０万円～３００万円 ◇事業区分３ ①　原木しいたけ栽培に新規参入する者（後継者を除く）が購入するものを対象とする ②　年間植菌数が２０，０００個以上で、かつ生産計画等が適切なもの ③　参入時（１年目）及び２年目の植菌に要するもの	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等	10 分の 3 以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10 分の 10 以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の 10 分の 3 以内を限度とする 原木しいたけ種駒購入補助については、生産者１人あたり 40 千円を上限とする （なお、市町村の支援額 10 分の 1 以上、ただし、広域団体を除く また、原木しいたけ種駒購入の場合は任意とする）	1. 補助金額の増又は 30%以上の減 2. 事業主体の変更 3. 補助対象事業の主要部分（施設・事業実施個所）の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3 月 31 日	〔実績報告〕 事業完了の日から 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	7　林業・木材産業振興施設等整備事業	市町村等が、以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 事業費 （1）先進的な林業機械等の整備 （2）特用林産振興施設等の整備 （3）木材加工流通施設等の整備 （4）木造公共建築物等の整備 （5）木質バイオマス利用促進施設の整備 （6）付帯事業 （1）～（5）の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 ※熊本市に所在する事業主体にあっては、事業主体 【事業主体】 （1）市町村、森林整備法人等、育成経営体 （2）市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、特認団体 （3）市町村、森林組合、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人で事業構想に記載された事業実施主体 （4）市町村、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合等 （5）市町村、森林組合、林業者の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI事業者、民間事業者等 （6）上記(1)～(5)の事業実施主体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日
		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会が、以下の事業を行う経費 協議会構成員に対して、中小企業診断士等による経営指導、セミナー・講習会等開催及び例規集配布等		第2期熊本県森林整備促進及び林業等再生基金協議会	定額			否		

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件		交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
										報告時点	報告期限
林業振興課	8　市町村営林道開設事業	市町村が実施する林道開設事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	1　過疎地域、振興山村地域に係るもの 100分の51以内 2　その他の地域に係るもの 100分の46以内 3　地方創生道整備推進交付金の年度間融通を適用する場合は、地域再生計画に定める事業期間内で上記1又は2の補助率以内（ただし、県の補助率は100分の1以内）	交付決定ごとの補助金額の変更	1　施行路線の変更 2　施行路線の位置又は全幅員の変更 3　施行路線ごとの施行延長の30%を超える減少	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	9　市町村営林道点検診断・保全整備事業	市町村が林道のトンネルや橋梁等の点検診断、補強及び更新等を実施するのに要する本工事費、付帯工事費、測量及び試験費の合計額	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	2分の1以内	事業費又は補助金額の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件		交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
										報告時点	報告期限
林業振興課	10　市町村営林道改良事業	市町村が実施する林道改良事業及び林道舗装事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道改良事業 1　幹線 100分の51以内 2　その他 100分の31以内 林道舗装事業 1　幹線 100分の51以内 2　その他 300分の103以内	施行路線ごとの補助金額の変更	1　施行箇所の変更 2　施行位置工種の変更 3　施行箇所ごとの施行延長の30%を超える減少	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	11　単県林道事業	市町村が実施する国庫補助事業の採択要件に該当しない箇所の林道の改良、舗装、林道化促進事業に要する経費（工事雑費、事務雑費は除く）	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	改良、舗装、林道化促進事業に係るもの 10分の4以内	1　施行路線ごとの補助金額の変更 2　施行箇所の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日

<table>
<tr><th rowspan="2">課名</th><th rowspan="2">事　業　名</th><th rowspan="2">補助対象経費</th><th rowspan="2">補助対象期間</th><th rowspan="2">補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）</th><th rowspan="2">補助率
又は
補助金額</th><th rowspan="2">計画変更
申請要件</th><th rowspan="2">交付決定前着手承認の適用除外の有無</th><th rowspan="2">事業計画承認申請の要否</th><th colspan="2">事業遂行状況報告
及び実績報告</th></tr>
<tr><th>報告時点</th><th>報告期限</th></tr>
<tr><td>林業振興課</td><td>12　過年林道災害復旧事業</td><td>林道施設
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施するために要する経費
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたもの。</td><td>交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで</td><td>市町村</td><td>林道施設
奥地　100分の65以内　、　その他　2分の1以内
(1)林道災害復旧事業のうち法第3条第3項の規定により高率補助となる部分に対する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、上記にかかわらず下記の区分による
ア奥地幹線林道に係るもの　該当部分の10分の9
イ　〃　該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10
ウその他の林道に係るもの　該当部分の4分の3
エ　〃　該当部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85
(2)激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの（以下、この項において「通常補助控除額」という。）が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする</td><td>経費配分の変更
林道施設
(1)補助金額の変更
(2)施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額

事業内容の変更
林道施設
(1)施行箇所の変更
(2)施行箇所ごとの復旧延長の変更
(3)その他査定の趣旨に相違すると認められる変更</td><td>無</td><td>否</td><td>〔実績報告〕
事業完了時
ただし、繰越を行う場合は3月31日</td><td>〔実績報告〕
事業完了の日から20日を経過した日</td></tr>
</table>

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	13　現年林道災害復旧事業	林道施設 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）（以下「暫定措置法」という）第2条第2項に規定する林道の災害復旧を目的とする事業で右に掲げる団体が実施に要する経費 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号）第2条に規定する本工事費、応急工事費のうち知事が適当と認めたもの。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	市町村	林道施設 奥地　100分の65以内　　、　その他　2分の1以内 (1)林道災害復旧事業のうち暫定措置法第3条第3項の規定により高率補助となる部分に対する補助金交付の比率は、災害復旧事業費のうち政令で定める額に相当する部分につき、上記にかかわらず次の区分による ア奥地幹線林道に係るもの　当該部分の10分の9 イ　〃　当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については10分の10 ウその他の林道に係るもの　当該部分の4分の3 エ　〃　当該部分のうち政令で定める額に相当する部分については100分の85 (2)激甚災害を受けた林道に関する補助金交付の比率は、前項の規定にかかわらず、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第5条第1項の政令で定める市町村の区域内の災害林道についてその年の激甚災害に係る林道の災害復旧事業費及び災害関連事業費の合計額から暫定措置法による補助額を差し引いたもの(以下この項において「通常補助控除額」という)が、当該災害復旧事業及び災害関連事業に係る林道の総延長のメートル数を180円に乗じて得た額を超える当該市町村の区域内の災害林道の総延長1メートル当たりの通常補助控除額に対し10分の9以内とする 査定用設計委託費等　　2分の1以内	経費配分の変更 林道施設 (1)補助金額の変更 (2)施行箇所ごとの事業費の30%に相当する額を超える増額又は減額 事業内容の変更 林道施設 (1)施行箇所の変更 (2)施行箇所ごとの復旧延長の変更 (3)その他査定の趣旨に相違すると認められる変更	無	否	林道施設 〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日 査定用設計委託費等 〔実績報告〕 事業完了時	林道施設 〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日 査定用設計委託費等 〔実績報告〕 知事が別に定める補助金交付申請書をもって代えることができるものとする

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	14　林業・木材産業生産性強化対策事業	合板・製材・構造用集成材等の木製品の競争力を高めるため、市町村等が以下の区分による事業を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 (1)木材加工流通施設等整備 (2)品目転換施設整備 (3)高度加工処理施設整備 (4)ストック強化 (5)木造公共建築物等の整備 (6)先進的な林業機械等の整備 (7)特用林産物省エネルギー化施設等整備 (8)木質バイオマスエネルギー転換促進対策 (9)付帯事業 (1)～(4)の施設整備の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動等 ※工種又は区分の詳細は、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の別表１を参照	交付決定の日又は交付決定前着手承認日から事業完了の日又は３月31日まで	【補助事業者】 市町村 ※熊本市に所在する事業主体にあっては、事業主体 【事業主体】 (1)～(4)市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、木材関連業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等の出資する法人等 (5)市町村、地方公共団体が出資する法人、地方公共団体の組合等 (6)市町村、森林整備法人等、育成経営体、森林組合連合会等 (7)市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、地域材を利用する法人等 (8)市町村、森林組合、林業者等の組織する団体、地方公共団体等が出資する法人、PFI 事業者及び民間事業者等 (9)上記(1)～(4)の事業実施主体	2分の1以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を限度とする	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は３月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から20日を経過した日又は３月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	15　きのこの生産資材高騰対策事業	きのこの次期生産に必要な生産資材の高騰に伴い増加した経費	令和6年4月1日から令和7年3月31日まで又は令和6年1月1日から令和6年12月31日まで （令和8年度実施分） 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで又は令和7年1月1日から令和7年12月31日まで	【補助事業者】 1　取組実施者 市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者 2　取りまとめ者 取組実施者を取りまとめる市町村、森林組合、森林組合連合会、生産森林組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び民間事業者	定額 （「きのこの生産資材高騰対策事業実施要領」の別表1に定める額とする）	1　補助金額の変更 2　事業主体の変更 3　補助対象経費の追加又は廃止	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	16　林業経営体育成対策（林業機械リース支援）事業	効率的かつ安定的な林業経営のための高性能林業機械の導入（リース）に要する経費。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定した林業経営体（熊本県版育成経営体）	1/3 以内 ただし、導入する機械が林業用四輪駆動ﾀﾞﾝﾌﾟﾄﾗｯｸの場合は 1/4 以内。 ｽｲﾝｸﾞﾔｰﾀﾞ、ﾛﾝｸﾞﾘｰﾁﾊｰﾍﾞｽﾀ、ﾛﾝｸﾞﾘｰﾁｸﾞﾗｯﾌﾟﾙ及びﾀﾜｰﾔｰﾀﾞ並びに架線式グラップルと油圧集材機とを組み合わせたｼｽﾃﾑの場合は 4/10 以内。 以下の要件を全て満たす場合は、1/2 以内 ・実践体制評価を受け認定されている。 ・年間 5,000 ㎥以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して５年目までに 9,000 ㎥以上の素材生産量が達成できる。 ・機械の導入の翌年度から起算して５年目までに都道府県計画に記載されている素材生産性の目標値の 1.5 倍の生産性を達成できる。	個別指標の数値の変更を伴う次の変更 ・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3 月 31 日	〔実績報告〕 事業完了の日から 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	17　くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業	事業主体が行う次の事業に要する経費 1　県産資材提供事業 ①県産資材提供事業 住宅の新築等を行う工務店等に対して、下記の建築資材を無償提供することに要する経費 （1）県産木材 （2）県産緑化木 ②顔の見える木材での家づくり事業 ①木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等が行う県産木材の良さを感じてもらうための効果の高い産地等見学会実施に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 2　木を活かした景観づくり事業 木を活かした景観づくりを目的として、地域協議会等公共性が高いと認められる団体が設置する県産木材を使った案内板、標識、外構施設、ベンチ等の新設又は補修に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 3　木製塀普及促進モデル事業 地域協議会等公共性の高いと認められる団体や県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）が行う県産木材を活用した木製塀設置に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	1 ①県産資材提供事業 （1）一般社団法人熊本県木材協会連合会 （2）熊本県樹芸農業協同組合 ②顔の見える木材での家づくり事業 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 ①県産資材提供事業のうち木造住宅の新築又は増改築を施工する工務店等 2 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性が高いと認められる団体 3 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 地域協議会等公共性の高いと認められる団体、県内の幼稚園・保育所等（市町村立のものを除く）	1①　定額 ②　定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限50万円とする 2　定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限100万円とする 3　定額 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者：定額 ただし、1団体あたり上限100万円とする	事業費の30%以上の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	17　くまもとの木を活かす木造建築物等推進事業	4　木製品導入補助事業 幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等における木製品の導入に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	4 【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 県等が認定する木育のインストラクターが所属する幼稚園、保育所、中学校等を設置している学校法人、社会福祉法人等	4 補助事業者：定額 【事業主体への間接補助の場合】 2分の1以内 ただし、補助金上限500千円とする。また、机と椅子については1人分各5千円を上限とするまた、それ以外の木製品については、15万円を上限とする。	事業費の30%以上の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	18　緑化木需給安定対策事業	(1)供給体制安定化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する生産指導体制の整備及び流通体制の整備等に要する経費 (2)広報・販売体制強化事業 熊本県樹芸農業協同組合が実施する広報活動や販売体制の強化に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	熊本県樹芸農業協同組合	(1)定額 (2)補助対象経費の2分の1以内	補助金額の変更	(1)有（第9条第2項第3号該当） (2)無	(1)否 (2)要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	19　脱炭素に向けた間伐材利用推進事業	間伐材を素材市場や製材工場等へ出荷した森林所有者等に対して、当該森林が所在する市町村が間伐材流通に要する経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村 【事業主体】 森林経営計画の認定を受けた森林所有者等、森林所有者と間伐材出荷に係る委託契約を締結した森林組合、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき知事の認定を受けた事業体、「くまもとの森林を守り育てる林業経営体」の選定要領に基づき認定を受けた経営体 いずれも、「林業技能士」※が在籍していること ※事業実施年度において林業技能検定を受験する者が在籍する場合も含む	10分の10以内 ただし、 事業主体に係る補助対象経費の2分の1以内を上限とする また、 素材市場に出荷した場合は、上限1,700円/㎥、製材工場等に直送した場合は上限1,200円/㎥とする	事業費の30%以上の増減	有 （第9条第2項第3号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	20　ICT 技術活用促進事業	施業の集約化・効率化や木材生産情報の共有等のための、以下のソフトウェア導入に要する経費。 ①施業提案ソフト ②木材検収ソフト ③日報管理ソフト	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	・林業労働力の確保の推進に関する法律(平成 8 年法律第 45 号)第 5 条に基づき知事認定を受けている林業事業体 ・効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が定める考え方に則って知事が選定して林業経営体（熊本県版育成経営体）	2 分の 1 以内	・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	［実績報告］ 事業完了時	［実績報告］ 事業完了の日から 30 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	21　新たな林業ビジネスモデル構築支援事業	林業事業体が主体的に行う経営力強化に向けた新たなビジネスモデル構築に必要な施設の整備に要する経費。	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	林業事業体、農業協同組合・農事組合法人（特用林産分野に限る）、地域材（竹材含む）を利用する法人	2分の1以内	・補助金額の変更 ・事業内容の変更	無	要	［実績報告］ 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	［実績報告］ 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	22　中大規模木造建築物推進事業（くまもと木の街づくり設計支援事業）	熊本県内で実施する非住宅・中大規模（延べ面積300㎡超）の木造建築物の設計費用に対して補助する場合における当該補助に要する経費	4月1日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 一般社団法人熊本県木材協会連合会 【事業主体】 設計業務を行う民間事業者	定額 【事業主体への間接補助の場合】 設計費用の2分の1以内とし上限100万円とする。	・補助金額の変更	有 （第9条第2項第3号該当）	否	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から1か月を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等（補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率又は補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	23 若手等担い手確保促進事業	1　省力化、労務軽減、生産性向上に資する新技術の導入に要する経費 2　熱中症対策に資する機器の導入に要する経費 3　通信確保のための通信機器等の導入に要する経費 4　多様な人材の就業環境改善に資する機器等の導入に要する経費 5　推進事務費	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 公益財団法人熊本県林業従事者育成基金 【事業主体】 林業労働力の確保の促進に関する法律(平成8年法律第45号)第5条に基づき知事認定を受けている林業事業体（認定事業体）	1～4 2分の1以内 5 定額	補助金額の増又は30%以上の減	無	要	〔実績報告〕 事業完了時	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	24　特用林産物施設化推進物価高騰対策事業	熊本県森林・林業・木材産業基本計画に定める特用林産物（しいたけ、たけのこ、竹材、木竹炭、きくらげ類等）の生産振興を図るため、以下の取組に要する経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費 ◇事業区分 1　加工・流通・衛生管理施設の整備 2　安定生産施設整備 3　生産性向上・高品質化施設整備 4　原木しいたけ種駒購入 ＜採択基準＞ ◇事業区分１～３ ①　施設等の規模・構造が利用計画・受益の範囲等からみて適切なもの ②　林業者の組織する団体においては受益戸数３戸以上 ③　事業規模は３０万円～３００万円 ただし、「林業・木材産業循環成長対策交付金」及び「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金」の対象外となっている施設等については３０万円以上 ◇事業区分４ ①　原木しいたけ栽培に新規参入する者（後継者を除く）が購入するものを対象とする ②　年間植菌数が 20,000 個以上で、かつ生産計画等が適切なもの ③　参入時（１年目）及び２年目の植菌に要するもの	交付決定の日又は交付決定前着手承認の日から事業完了の日又は3月31日まで	【補助事業者】 市町村、広域団体 【事業主体】 市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人及び林業者等の組織する団体等	10分の3以内 【事業主体への間接補助の場合】 補助事業者:10分の10以内 ただし、事業主体に係る補助対象経費の10分の3以内を限度とする。 原木しいたけ種駒購入補助については、生産者１人あたり40千円を上限とする。 （なお、市町村の支援額10分の1以上、ただし、広域団体を除く。 また、原木しいたけ種駒購入の場合は任意とする。）	1　補助金額の増又は30%以上の減 2　事業主体の変更 3　補助対象事業の主要部分（施設・事業実施個所）の変更	無	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は3月31日	〔実績報告〕 事業完了の日から30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日

課名	事　業　名	補助対象経費	補助対象期間	補助事業者等 （補助事業者と事業主体が異なる場合はそれぞれ表示）	補助率 又は 補助金額	計画変更申請要件	交付決定前着手承認の適用除外の有無	事業計画承認申請の要否	事業遂行状況報告及び実績報告	
									報告時点	報告期限
林業振興課	25　被災木材加工流通施設等復旧対策事業	市町村等が、被災した木材加工流通施設等の復旧・再整備等を行う経費、もしくは、当該経費に対して補助する場合における当該補助に要する経費	令和 8 年 7 月 28 日から事業完了の日又は 3 月 31 日まで	【補助事業者】 市町村及び広域団体 ※熊本市に所在する事業主体にあっては、事業主体 【事業主体】 令和 8 年熊本地震の被災事業体（森林組合、森林組合連合会、林業者等の組織する団体、地域材を利用する法人、地方公共団体等が出資する法人等）	10 分の 6 以内 ただし、共同利用施設の場合は 4 分の 3 以内	・　事業主体の変更 ・　補助金額の増減を伴う変更	有 （第9条第2項第 3 号該当）	要	〔実績報告〕 事業完了時 ただし、繰越を行う場合は 3 月 31 日	〔実績報告〕 事業完了の日から 20 日を経過した日又は 3 月 31 日のいずれか早い日